

【新パートナー制度】個人名義の一部登録開放について

2018年3月
営業企画部

➤ 目的

ビジネスアライアンス部・課の創設に伴う営業戦略の効率化を目的に、紹介・成約が多いと見込まれる個人事業主を例外的にパートナー登録します。

➤ 登録条件

- ① 振込先口座名義に屋号が入っている個人事業主
→口座開設の際に、銀行で所在確認が完了しているためです
- ② 承認済み稟議書
→あくまで「例外」のため事前の稟議承認が必要です

以上、2点が登録の条件となります。

➤ 登録条件の補足

- ・「開業届の写し」及び準ずる書類を稟議に添付し、申請ください。

➤ 稟議申請

稟議申請される場合は、以下項目は必須でお願いいたします。

No.	項目	内容
1	書式	支社長最終決裁の稟議書
2	添付	ホームページのURL (添付が無い場合はホームページの無い事業者と判断します)
3	反社確認	反社会勢力との関係は無いか確認し、項目にチェックしてください
4	見込み件数	登録後6か月間で見込まれる紹介件数、成約件数を明記ください
5	回付	上長以降の「合議」に以下2名を選択ください ・事業開発統括部 営業企画部 佐藤 貴志 ・事業開発統括部 営業企画部 代理店推進グループ 永沼 賢治

➤ 紹介用紙

紹介用紙のUSEN記入欄に「加入経路の確認」項目と「支社長印」を捺印する欄を追加しました。パートナーからの紹介案件ということをご確認いただき、捺印後に事務センターへ送付ください。

数年前となりますが、パートナー制度を利用して不正ありました。
不正発覚以降は個人登録を NG としていたが、
今回より個人事業主の一部登録を前項内容で開放します。
細かい申請内容となりますが、不正抑止のためご理解ください。

➤ **問い合わせ**

営業企画部

TEL : 03-6823-2111

担当 : 永沼